

## 議案第11号

北名古屋市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

北名古屋市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成26年2月24日提出

北名古屋市長 長瀬 保

### 提案理由

この案を提出するのは、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行されたことにより、消防団員の処遇改善のために必要な措置を講ずることが国及び地方公共団体に義務付けされ、退職した消防団員に支給する退職報償金の額が引き上げられるため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成18年北名古屋市条例第143号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

退職報償金支給額表

階級	勤務		
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満
団長	239,000	344,000	459,000
副団長	229,000	329,000	429,000
分団長	219,000	318,000	413,000
副分団長	214,000	303,000	388,000
部長 班長	204,000	283,000	358,000
団員	200,000	264,000	334,000

(単位：円)

年数		
20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上
594,000	779,000	979,000
534,000	709,000	909,000
513,000	659,000	849,000
478,000	624,000	809,000
438,000	564,000	734,000
409,000	519,000	689,000

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。